学術集会発表演題論文投稿規程

・この規程は，日本臨床整形外科学会雑誌（略称，日臨整誌）に掲載する学術集会発表演題論文の投稿について定める．
・学術集会発表演題論文は，本規程にのっとり，オンライン投稿システムから投稿すること．
・様式第2，第3は，国際化プロジェクト論文と和文一般論文のものを共用し，様式第2は，指定されたシステムにより送信する．様式第3は，本学会事務局まで別送する．

1　定義，著者資格

本学会学術集会で発表した演題の内容をオンライン投稿システムから投稿するものである．

主著者および共著者は，発表した演題の演者（筆頭演者と共同演者）に限る．

2　二重投稿の禁止

1.　同様または類似した内容の先行発表や二重投稿とみなされる可能性がある先行発表がある場合には，これらのコピーを添付し申告すること．
2.　主著者は，学会雑誌編集委員会から説明を求められたときには，詳しく説明しなければならない．
3.　同じ内容の論文や著作物を他に発表することはできない．

3　利益相反の開示（Conflict of Interest Policy）

主著者およびすべての共著者は，本学会が定める事業活動の利益相反（COI）に関する指針とその規則に基づき，論文の内容に影響を及ぼす可能性がある利益相反の状態を明示しなければならない（様式第2参照）．

1.　主著者，共著者全員が，それぞれ別個に，様式第2（日本臨床整形外科学会雑誌利益相反自己申告書）に記載する．
2.　主著者は，共著者の申告書をとりまとめて，指定されたシステムにより本学会事務局まで送信すること．
3.　様式第2の申告の内容から金額など実額がわかる情報を省いて利益相反状態を要約した和文と英文のステートメントをオンライン投稿システムの記入欄に記入すること．

4　著作権

論文の著作権は，本学会に帰属する．

1.　主著者および共著者全員が本学会への著作権の譲渡に同意したものとみなす．
2.　本学会の許諾なく，投稿以後，論文または論文の著作権を使用してはならない．
3.　主著者および共著者は，自身の所属機関の機関リポジトリ，データベース，紀要，病院誌，記録集，およびウェブサイトなどに，掲載された自身の論文（複写，発行された雑誌の別刷，または本学会ウェブサイトに掲示された電子ファイル）を，完全な形においてのみ，商用目的ではない場合に限り，出典と著作権関係を明示して掲載することができる．その際，様式第4-1（機関リポジトリ収載）にて本学会に連絡すること．
4.　掲載された論文の全部または一部を転載，改変して利用，または引用の範囲を超えて利用しようとする場合は，様式第4-2（転載許諾願い）により，本学会の許諾を得ること．

5　他の刊行物などの利用および著作権の侵害

他の刊行物などの全部または一部を転載，改変して利用，または引用の範囲を超えて利用しようとする場合は，主著者がその著作権者の許諾を得なければならない．

1.　様式第3（転載許諾願い）にて著作権者の許諾を得，その文書またはその写しを投稿論文に添付すること．
2.　論文中に出典と許諾を明示すること．
3.　著作権関係が不明なもの，許諾の有無が不明なものを含む論文は，掲載しない．
4.　他者の著作権を侵害した場合は，主著者が，そのすべての責任を負う．

6　倫理

厚生労働科学研究に関する指針，ヘルシンキ宣言，およびCIOMS International Ethical Guidelines for Health-related Research Involving Humansを遵守すること．所属機関の倫理委員会またはそれに準じる機関の承認を得ることが望ましい．

7　個人情報保護

個人情報は，匿名化すること．匿名化が困難な場合

は，文書による同意を得ること．

1. 患者の姓名やイニシャル，患者番号など，個人を特定できる情報を記載しないこと．
2. 図や写真は，個人識別の不能化処理をすること．

8 原稿の作成

1. 原稿の文字数やデータ量などは，オンライン投稿システムの制約内であること．
2. 図表は白黒（グレースケール）で作成すること．カラーの図表は，オンライン投稿システムの制約上，投稿できない場合がある．
3. カラーで投稿された図表は，カラー情報を破棄して白黒（グレースケール）で印刷する．カラーのものを白黒（グレースケール）化した場合に判読できなくなることがあるので注意すること．図表の編集製版での修正はしない．
4. 参考文献は，文献の記載の手引きに準じて記すこと．

9 受付，査読，採否，掲載の変更，編集

論文の掲載は，学会雑誌編集委員会で決定する．

1. 査読は，学術委員会と学会雑誌編集委員会とで行う．
2. 学会雑誌編集委員会は，字句の訂正，組版の修正などを行うとともに，主著者に原稿の修正を求めることができる．
3. 学会雑誌編集委員会は，掲載を本学会会報に変更することができる．
4. 学会雑誌編集委員会は，本雑誌に掲載した論文に問題が生じたときは，掲載を取り消すことができる．

10 英文 abstract

英文 abstract は，和文要旨から本学会で英訳する（費用は本学会負担）．

11 著者校正

著者校正はゲラ第2稿で1回のみ行い，著者校正では内容の変更はできない．

12 掲載料

掲載料は無料とする．

13 別刷

別刷は，投稿時に著者が希望する場合に，30部以上10部単位で刊行時に製作し，30部を越えるものの費用は主著者負担とする（別表参照）．

14 原稿の作成と提出

投稿原稿は，日本臨床整形外科学会学術集会のウェブサイトからリンクされたオンライン投稿システムから投稿すること．

2019年5月31日制定
2022年5月31日改定